

すみだボランティアセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第3号

すみだボランティアセンター条例の一部を改正する条例

すみだボランティアセンター条例（昭和60年墨田区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第3条第1号中「（以下「ボランティア活動施設」という。）」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号に掲げるもの」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条の見出しを「（使用対象者）」に改め、同条中「を利用」を「（以下「施設」という。）を使用することが」に、「次のとおり」を「ボランティア活動を行う区内の団体又は個人で、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、登録を受けたもの」に改め、各号を削り、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「センターの」を削り、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「区長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「指定管理者は、第1項の利用」を「区長は、前項の使用」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第8条を削る。

第9条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「指定管理者」を「区長」に、「利用について利用者」を「使用について使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第6条とする。

第10条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者は、利用」を「使用者は、使用」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「区長」に改め、同条を第8条とする。

第12条の見出し中「利用承認」を「使用承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「区長」に、「利用」を「使用」に改め、同条第1号中「利用の」を「使用の」に、「利用条件」を「使用条件」に改め、同条第2号中「指定管理者」を「区長」に改め、同条第3号中「の利用」を「を使用すること」に改め、同条第4

号中「指定管理者」を「区長」に改め、同条を第9条とする。

第13条中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「利用者は、利用」を「使用者は、使用」に、「施設等」を「施設及び設備」に改め、同条を第11条とする。

第15条から第23条までを削り、第24条を第12条とする。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第7条の規定により受けている承認は、この条例による改正後の第5条の規定により受けた承認とみなす。